大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。 平成二十三年八月十二日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 届出事項の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 山陽マルナカ矢掛本陣店 所在地 小田郡矢掛町矢掛字寺西二六五五一二ほか
 - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名名称 株式会社山陽マルナカ住所 岡山市南区平福一丁目三〇五一二代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲
 - 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 三千二百十平方メートル (変更後) 千九百七十五平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

百三十七台(駐車場一十七台、駐車場二百二十台)

(変更後)

七十一台(駐車場一 七十一台)

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

百台(駐輪場一 十五台、駐輪場二 二十台、駐輪場三 二十一台、 駐輪場四 四十四台)

(変更後)

六十五台(駐輪場一 二十四台、駐輪場二 四十一台)

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前)

> 駐車場一及び二 午前八時三十分から午後十時三十分まで (変更後)

駐車場一 午前八時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

平成二十三年十二月十三日

- 二 届出年月日 平成二十三年八月五日
- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間 平成二十三年八月十二日から同年十二月十二日まで
 - 2 縦覧の場所岡山県産業労働部経営支援課及び矢掛町総務企画課